

個人情報に記載した書類の誤送付について

このたび、当センターにおいて、患者の個人情報が記載された入院報告書と退院紹介報告書（合わせて以下「報告書」という。）を誤送付するという事案が発生しました。

このような事態を招きましたことをお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者氏名、患者 I D、診療科、診療情報

2 事案の経過

○令和 5 年 1 0 月 3 1 日

- ・医療機関 X からの紹介で患者の外来予約を取得し、患者のカルテに紹介元の医療機関のデータを登録する際、地域クランク A は、誤って名称の類似する別の医療機関 Y を登録した。

○令和 6 年 7 月 2 9 日（月）

- ・地域クランク B は、患者の報告書を、患者カルテに誤って登録されている医療機関 Y へファックスにて送信した。
- ・その後、医療機関 Y から、自機関の患者ではない患者の報告書が誤送付されていると架電があり、応対した地域クランク C が謝罪するとともに、書類を破棄するように依頼し、破棄されたことを確認した。
- ・地域クランク C は、患者のカルテに登録されている紹介元の医療機関を修正し、改めて医療機関 X に患者の報告書をファックスにて送付した。
- ・地域医療連携室の看護師は患者に架電し、本事案の経緯を説明するとともに謝罪した。

3 誤送付の原因

- ・地域クランク A が、紹介元の医療機関を登録する際、名称が類似する別の医療機関を誤って登録したため。

4 再発防止策

○事案発生部署に対し、以下の点を改めて周知した。

- ・患者の紹介元の医療機関のデータを電子カルテに登録する際は、医療機関名や施設 I D に誤りがないか、複数回指差し点検すること。